

## 令和2年度 後方視野支援装置導入助成について

1. 対象事業者 会費未納がない会員事業者とする。
2. 助成対象 以下の期間に、千葉県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車に、新たに助成対象装置を導入したものとする。  
  
○千葉県トラック協会…令和2年3月1日～令和3年2月末日  
○全日本トラック協会…令和2年4月1日～令和3年2月末日  
令和2年9月末日  
(R2.7.16全ト協改訂)
3. 助成対象装置 別紙記載の後方視野支援装置
4. 申請受付期間 令和2年6月1日～令和3年3月5日必着  
(全日本トラック協会の助成に係るものは令和2年12月25日必着)  
※但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。
5. 申請方法 以下の書類一式を提出すること。  
(全てA4サイズで作成)
  - (1) 令和2年度後方視野支援装置導入助成実績報告書
  - (2) 装着車両一覧表
  - (3) 装置装着証明書のコピー
  - (4) 購入の場合 …装置単価の記載がある請求書のコピー  
リース・割賦の場合…装置単価の記載がある見積書のコピー
  - (5) 購入の場合 …領収書・インターネットバンキングの振込結果等のコピー  
リース・割賦の場合…リース契約書・割賦販売契約書等のコピー  
〔 登録番号等の記載あり：リース契約書・割賦販売契約書等  
登録番号等の記載なし：リース契約書、割賦販売契約書等、借受証・物件受領証等 〕
  - (6) 装着車両の車検証のコピー
  - (7) Gマーク認定書のコピー(千葉県内の営業所で取得している場合)
6. 助成台数 一事業者当り上限 当該年度上期の会費請求台数(被牽引車を除く)
7. 助成金額

導入費用(消費税除く)	助成金額
4万円以上	千葉県トラック協会 1台当り20,000円 ※全日本トラック協会 1台当り20,000円
2万円以上	1台当り20,000円
2万円未満	助成対象外

※全日本トラック協会の助成枠が超過した場合または改訂前の全日本トラック協会の助成対象期間に導入した場合は、千葉県内の認可営業所でGマークを取得していれば、その分を千葉県トラック協会が助成をする。
8. 助成金交付日 令和2年 6月～ 9月受付 … 令和2年11月末日交付  
令和2年10月～翌年1月受付 … 令和3年 3月末日交付  
令和3年 2月～ 3月受付 … 令和3年 5月末日交付
9. その他 手形による支払い、転貸リースによる導入は助成対象外とする。  
但し、手形に関しては、年度内に決済が行われるものは助成対象とする。  
モニター及び後方カメラ同時購入でない場合は助成対象外。